

林業に関する提言

森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的で健全な発展のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林経営管理制度が円滑に推進されるよう国の責任において、林業経営者に対して周知を図るとともに、都市自治体の事業実施体制の強化・整備に向けて、万全の措置を講じること。
2. 林業の担い手の確保・育成及び労働安全対策等を推進するとともに、都市自治体や林業経営体の取組に対する支援を充実すること。
また、経営の安定化に係る財政措置を拡充すること。
3. 木材の安定供給や効率的な森林施業の実施に不可欠な路網整備等の森林整備事業に係る財政措置を拡充すること。
また、造林作業の省力化・低コスト化に係る支援措置を拡充すること。
4. 国産材の利用拡大を推進するため、CLTの普及、住宅木材利用促進及び公共施設をはじめとした建築物等の木造化・木質化などに係る支援措置を拡充すること。
また、多様化する木材需要に対応するため、流通販路の拡大に資する施策を推進すること。
5. 森林の保全や災害防止に当たっては、荒廃山地の復旧整備や予防治山対策、海岸防災林の整備など、総合的な治山事業を効率的かつ効果的に実施するとともに、財政措置を拡充すること。
6. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、地域の実情に応じた取組ができるよう拡充すること。
7. 木質バイオマスエネルギーの普及拡大に係る財政措置を拡充すること。

8. 病虫害等防除に係る対策を推進するとともに、財政措置を拡充すること。
9. 花粉の少ない森林に転換するため、花粉発生源対策を推進すること。
10. 林地台帳制度の運用に当たっては、森林情報の充実と共有を図るとともに、森林の計画的な整備・保全を推進するため、都市自治体への支援を継続すること。
11. 原油価格高騰により、林業者等の事業継続に支障が生じることのないよう、十分な財政支援を行うこと。
12. 新型コロナウイルス感染症対策関係
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者等の資金繰りに支障が生じることがないよう、万全の措置を講じること。